（上席訟務官の職務）

第十三条　訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官の所掌に属するもの並びに仙台法務局、東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局、広島法務局及び福岡法務局においては、訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

２　［略］

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百十八人以内とする。

２　［略］

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十八人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

改正後	改正前
（上席訟務官の職務） **第十三条**　訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官及び東京法務局の上席訟務官については訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（上席訟務官の職務） **第十三条**　訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官及び東京法務局の上席訟務官については訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
２　［同上］	２　［同上］
（上席訟務官の定数及び配置） **第五十条**　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十三人以内とする。	（上席訟務官の定数及び配置） **第五十条**　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十三人以内とする。
２　［同上］	２　［同上］
（統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十六人以内を置く。	（統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十八人以内を置く。
［２・３　同上］	［２・３　略］
（人権擁護部に置く課） **第二十七条**　［同上］	（人権擁護部に置く課） **第二十七条**　［略］
２　前項に掲げる課のほか、人権擁護部に、それぞれ人権擁護専門官二人を置く。	２　前項に掲げる課のほか、人権擁護部に、それぞれ人権擁護専門官二人（札幌法務局においては三人）を置く。
（表示登記専門官の定数、配置及び職務） **第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百三十五人以内を置く。	（表示登記専門官の定数、配置及び職務） **第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百四十七人以内を置く。
［２・３　同上］	［２・３　略］
附　則 ［１～４　同上］	**附　則** ［１～４　略］
５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。	５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十五人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
６　［同上］	６　［略］
別表第一（第三十四条、第四十条関係） 地方法務局の名称 ［項を加える。］ ［同上］	**別表第一**（第三十四条、第四十条関係） 地方法務局の名称 福島地方法務局 ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和八年十月一日から施行する。

○法務省令第二十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋